

国土交通省

決 定 平成 27 年 4 月 1 日

最終変更 令和 7 年 4 月 1 日

国土交通省独立行政法人評価実施要領

本実施要領は、独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「指針」という。）に基づき、国土交通省として評価の基準等（指針 P1）を定めるものであり、主務大臣が国土交通大臣である中期目標管理法人及び国立研究開発法人（他の大臣が主務大臣となっているものを含む。）について適用するものである。

評価体制（指針 P4、P21）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条又は第 35 条の 6 の規定に基づく独立行政法人の業務の実績評価に当たっては、各独立行政法人（以下「法人」という。）を所管する部局が中心となって評価を実施し、評価書案を作成した上、評価の客観性を担保するため、「国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること」を所掌事務として有する政策統括官（政策評価担当）において、当該評価書案の評価結果を点検し、決定することとする。

評価の手順及び手法（指針 P9、P27）

法人の長からのヒアリングや監事等からの意見聴取などの役員等からの必要な情報収集については、通則法第 32 条第 2 項又は第 35 条の 6 第 3 項に規定する報告書（以下「自己評価書」という。）が提出される前に当該自己評価書の案の作成段階において行うなどにより、各法人の所管部局が実施する。

また、評価の実効性確保のための手法である各法人に対する現地調査については、各法人の所管部局又は政策統括官において、適宜に行うこととし、法人の実情、現場の意見等及び業務内容を把握し、評価の実効性確保に役立てる。

外部有識者の知見の活用（指針 P9）

指針では、中期目標管理法人について評価の実効性を確保するための手法として、外部有識者の知見を活用することについて言及しているところ、主務大

臣が国土交通大臣である独立行政法人については、通則法第 32 条又は第 35 条の 6 の規定に基づく法人の実績評価を行う際等に、下記の事項について外部有識者の意見等を聴取する（※）こととする。

- ・ 年度評価
- ・ 中期目標期間評価、中長期目標期間評価
- ・ 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定。以下「算定ルール」という。）に基づき加算要因や減算要因がある場合に関連した業績勘案率

以上のほか、評価に関連する事項についても必要に応じて外部有識者の意見等を聴取することができる。

外部有識者の意見聴取に際しては、各法人所管部局が以下の点について、自己評価書案（又は評価書案）等を説明した上で、意見を聴取することとする。なお、外部有識者からの意見は、評価書等に幅広く記載するものとする。

- ・ 項目別評定の妥当性（特に定性的な目標を設定した場合や目標で設定された難易度（困難度）の高い項目について評定を一段階引き上げようとする場合）
- ・ 総合評定の妥当性（特にあらかじめ重要度の高い業務とされた項目を考慮して総合評定の引上げ又は引下げを行う場合）
- ・ 目標水準の変更の必要性（特に、S 評定を付す場合）
- ・ 算定ルールに基づき加算要因や減算要因がある場合に関連した業績勘案率の妥当性

（※）外部有識者の意見聴取の実施方法について

- ・ 意見を聴取する外部有識者は、政策統括官が決定する。
- ・ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）による改正前の通則法では、国土交通省独立行政法人評価委員会が評価を決定していたところ、法制度上は外部有識者の意見聴取が義務付けられないこととなった制度改正の趣旨を踏まえ、外部有識者の意見聴取の形態は、会合形式又はヒアリング形式を問わないが、3 名以上の外部有識者より意見を聴取することを要するものとする。
- ・ 意見聴取を行う外部有識者のうち少なくとも 1 名は、組織の経営、マネジメント及びガバナンス等に知見のある者とする。
- ・ 意見聴取を行う一の外部有識者に複数の独立行政法人の外部有識者を兼務させる場合にあっては、当該外部有識者がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる独立行政法人の外部有識者の総数は原則として

最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする。

- ・意見聴取を行う外部有識者の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の外部有識者の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・意見聴取を行う外部有識者のうち、意見聴取の対象に係る法人の事務及び事業について利害関係を有する者（※）からは、当該法人に係る評価等に関して意見を聴取しないこととする。

（※）利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

①意見聴取の対象に係る法人の役職員、当該法人の役職員を退職後2年以内の者、当該法人の運営を審議する外部委員その他の当該法人に關与している者

②所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して意見聴取の対象に係る法人から金銭提供がある者

- ・その他、意見聴取を行う外部有識者の選任においては、上記のほか、外部有識者により代表される意見、学識、経験等を公正かつ均衡のとれた構成とする観点から、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）における「審議会等の運営に関する指針」（別紙3）、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）等の趣旨に留意するものとする。
- ・国土交通省の国立研究開発法人審議会の審議対象となる独立行政法人についても、国土交通省における独立行政法人の評価の客観性・実効性を統一的に担保するためには、本要領に即した外部有識者の意見聴取を行うことが求められる。ただし、当該審議会の委員・臨時委員の構成及び意見聴取事項が、本要領の規定する内容を充たしていると政策統括官が認めた場合は、当該審議会での審議を以て本要領に基づく外部有識者の意見聴取を行ったものとみなす。
- ・外部有識者の意見聴取の日程調整等の庶務は、別紙のとおり、各法人の所管部局で行うこととする。
- ・外部有識者の意見聴取に際しては、今後の点検において定量的指標のチェック等を厳正に行う旨等の情報提供や事前に関連情報を入手することによる点検作業の合理化・迅速化を図るため、政策評価官室より原則1名出席する。

項目別評定の重点化及び簡素化（P 指針 5、P11、P12、P13、P17、P23、P27、P33、P35）

指針「3. 各評価の目的・趣旨・基本方針」冒頭の通り、年度評価については、「「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という中期目標管理法の特性」に鑑み」、「業務運営上の課題の抽出に特化させるよ

うなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させる」ため、「事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて」「重点化して評価を行う」こととする。

年度評価において、重点化して評価を行う以下の項目については、従前の単位・精度で評価を行うこととする一方、重点化の対象としない項目については、以下のとおり簡素化して評価を行うことができるものとする。

（重点化評価項目）

- ①重要度及び難易度（困難度）が高いとしている項目
- ②定量的指標の目標値等に対する実績値が120%（中期目標において困難度が「高」とされている場合は100%）、100%、80%に達していないにもかかわらず、それぞれ評定としてA、B、Cを付す項目（中期目標管理法人のみ）
- ③S評定を付す項目

（簡素化評価項目）

- ・例えば、複数の目標項目にまたがる形で法人における業務管理が行われている場合には、実績の分析や項目別評定の評価書（項目別評定調書）の作成を目標項目単位ではなく業務管理の単位で行えばよいこととするなど、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで評価書を作成し、簡素・効率的な評価を行うことができるものとする。
- ・この場合、全ての目標項目単位の評定とその根拠は項目ごとに必ず記載すること。
- ・評定根拠については、自己評価と主務大臣評価のいずれもがBであり、かつ評定にいたる分析や判断の内容も一致する場合には「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」との記載で足りることとする。

なお、期間実績評価については、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込との間に大きな乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で見込評価を活用することができるものとする。

項目別評定における難易度及び困難度の取扱い（指針P12、P33）

- ・令和3年度以降に新たな中長期計画を策定する場合には、従来の「難易度」に代えて「困難度」を設定する。したがって、令和3年度業績評価以降は、困難度の高い項目については、評定を一段階引き上げることができる。
- 一方で、目標設定において難易度から困難度へ名称を変更した趣旨とし

て、指針では「当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係から困難度が高いと合理的に判断できる場合に設定できる」としている。

したがって、法人の現状等の分析を根拠として合理的かつ厳格に「困難」か否かを判断することが要請され、改定前に設定した「難易度」をそのまま「困難度」に読み替えて適用することはできないことに留意し、中長期計画を策定する必要がある。

法人の実績評価の段階において「困難度の高い項目」の評定を引き上げる場合は、指針に沿って、「評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述する」ものとする。

総合評定の評価基準（指針 P13、P35）

総合評定は、項目別評定の算術平均に最も近い評定とすることを基本とする。

指針において、「あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする」とされている点については、以下の①又は②いずれかの手法により実施するものとする。

- ① あらかじめ重要度の高い業務とされた項目の評定により総合評定の引上げ又は引下げを行う。
- ② 目標設定においてあらかじめ重要度の高い業務項目及びその重要度を何倍に加重するか明示し、あらかじめ明示した加重を含めて、項目別評定の算術平均を算出する。この場合においては、項目別評定の算術平均（加重込）に最も近い評定から、あらかじめ重要度の高い業務とされた項目の評定により総合評定の引上げ又は引下げを行うことはできないものとする。

また、国立研究開発法人についても、本評価基準を適用するものとし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行うなど、指針を踏まえて評定を付すものとする。

国土交通大臣以外の大蔵大臣も主務大臣となっている法人についても、本評価基準によることを原則とするが、共管省庁との調整により他の評価基準等による総合評定を付すことも可能とする。この場合、他の評価基準等による評価の妥当性を政策統括官にて点検するものとする。

その他、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合にはその程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うなど、指針を踏まえて評定を付すものとする。

評価のスケジュール（指針 P60）

① 年度評価

各法人は法人所管部局に6月末までに自己評価書を提出し、速やかに公表するものとする。

法人所管部局は、自己評価書案について6月中にヒアリングを行う、入手した自己評価書案について外部有識者の意見聴取を行うなどしてあらかじめ準備を進め、原則として、見込評価を行う場合は7月14日、見込評価を行わない場合は7月21日までに、評価点検部局たる政策統括官（政策評価担当）に評価書案を提出する。

政策統括官は、評価書案について、項目別評定が指針に基づいたものであるか、総合評定が評価基準に基づいたものであるか等について点検を行う。特に以下の点については、客観性を担保する観点から厳正に点検を行う。

- ・ 定量的指標の目標値等に対する実績値が120%（中期目標において困難度が「高」とされている場合は100%）、100%、80%に達していないにもかかわらず、定性的な評価を含めて総合的に判断して、それぞれ評定としてA、B、Cを付している場合、その判断が適切か（中期目標管理法人のみ）
- ・ S評定を付したもののについて、その妥当性が認められるか
- ・ 目標で設定された難易（評価の時点における困難度）度の高い項目について評定を一段階引き上げる場合において、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的にも質的にも十分な内容で、具体的かつ明確に記述されているか
- ・ 総合評定は項目別評定の算術平均に最も近い評定となっているか
- ・ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目の評定により、総合評定の引上げ又は引下げを行う場合において、その妥当性が認められるか

原則として、見込評価を行う場合は7月末、見込評価を行わない場合は8月上旬までに政策評価官室及び法人所管部局で決裁事務を行い、評価書を決定し、法人に通知、公表する。

② 見込評価及び期間実績評価

各法人は法人所管部局に6月末までに自己評価書を提出し、速やかに公表するものとする。

法人所管部局は、自己評価書案について6月中にヒアリングを行う、入

手した自己評価書案について外部有識者の意見聴取を行うなどしてあらかじめ準備を進め、原則として、見込評価については7月21日、期間実績評価については7月28日までに、評価点検部局たる政策統括官（政策評価担当）に評価書案を提出する。

政策統括官は、評価書案について、項目別評定が指針に基づいたものであるか、総合評定が評価基準に基づいたものであるか等について点検を行う。年度評価と同様の点については特に厳正に点検する。

原則として、見込評価については8月上旬までに、期間実績評価については8月中旬までに政策評価官室及び法人所管部局で決裁事務を行い、評価書を決定し、法人に通知、公表する。

業績勘案率（指針 P4、P22）

業績勘案率の取扱い方針は以下のとおりとする。

○基本的考え方

役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、算定ルールに基づき決定する。

算定ルールに基づき加算要因や減算要因がある場合に関連した業績勘案率については、外部有識者の意見を聴取の上、決定する。

○業績勘案率の決定方法

総務大臣決定の「1. 基本的考え方」における、監事の法人に対する特段の貢献又は任務懈怠の場合、役員法人に対する特段の貢献が認められる場合及び法人の信用失墜等が生じた場合の増減の幅は0.2を目安とする。

業績の著しい悪化や、法人の解散等の結果を招いた場合の減算の幅は0.2以上を目安とする。

総務大臣決定の「2. 算定の方法（2）の別紙（平成25年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率）」における、法人の業績が極めて好調な場合、役員個人の業績に特段の加算要因がある場合及び役員個人の職務と責任に関し、減算要因がある場合の増減の幅は0.2を目安とする。

法人の主要業務についてC評定がある場合、又は、D評定の評価項目がある場合の減算の幅は0.2を目安とする。

総務大臣決定の「2. 算定の方法（2）の別紙（平成25年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率）」の期間の算定において、1.5を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金を積み立てていることを条件とする。

国土交通省が主務省ではなかった共管法人の取扱い

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）による改正前の制度下において、国土交通省が主務省ではなかった共管法人については、国土交通大臣が所管する業務の性質や、法人の業務全体に占める国土交通大臣が所管する業務の位置付け等を踏まえ、他の所管省と連携し効率的な評価等を行う観点から、個別の手続きによる評価等を行うことができるものとする。

次の表の左欄に掲げる独立行政法人の評価に関して意見を聴取する各担当外部有識者の具体的なヒアリング日時の調整等の庶務は、同表の右欄に定める各担当課等で行う。

独立行政法人	担当課等
独立行政法人自動車技術総合機構 (統合前の独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人を含む)	物流・自動車局技術・環境政策課
独立行政法人海技教育機構(統合前の独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海技教育機構を含む)	海事局海技課
独立行政法人航空大学校	航空局安全部安全政策課
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	鉄道局参事官(機構監督・地域調整)室
独立行政法人国際観光振興機構	観光庁国際観光課
独立行政法人水資源機構	水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
独立行政法人自動車事故対策機構	物流・自動車局安全政策課
独立行政法人空港周辺整備機構	航空局航空ネットワーク部航空戦略室
独立行政法人都市再生機構	住宅局総務課
独立行政法人奄美群島振興開発基金	国土政策局特別地域振興官
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	道路局総務課
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅局住宅経済・法制課